

# 居宅訪問型児童発達支援事業

## 1 事業内容・目的

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練  
その他必要な支援を行います。

## 2 対象者

重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

- ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ② 思い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

※ 利用をご希望の方は、026-219-3781（相談）にご相談ください。

（子どもさんが対象に該当するかどうかについてもお気軽にご相談ください）

## 3 訪問日時・頻度

- ・ご家庭と相談の上、障害児サービス利用計画書を基に、週に1回～月に1回で設定します。  
（火～金曜日）
- ・1回の訪問は1時間から1時間半程度です。

## 4 利用料

厚生労働大臣の定める額の1割（負担額の上限あり）

## 5 訪問スタッフ

保育士・理学療法士または看護師

## 6 訪問範囲

児童発達支援センターにじいろキッズらいふから半径10キロメートル  
（対象の範囲に該当するかどうかについてもお気軽にご相談ください）

## 7 療育目標

- ・いろいろな活動を通して、より子どもらしい経験ができるようにする。
- ・保護者と子どもが一緒に楽しんで遊ぶ経験を増やす。
- ・季節の変化を楽しみ、在宅生活をより豊かなものにする。

## 8 支援の内容

(1) 居宅訪問型児童発達支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 保育の提供

身体状況や発達段階に配慮しながら、様々な遊びを提供します。

(イ) 各種相談

医療、福祉、生活の相談等を行います。

## 9 活動及び日課（基本的な例）

(1) 健康チェック

(2) はじまりの会

(3) ふれあいの歌・体操・マッサージ

(4) 主活動（ふれあい遊び、感覚・運動遊び、音楽遊びなど）

(5) 終わりの会